

↳ 贈与税の配偶者控除

Q : 配偶者に対する贈与税の特例があると聞きました。どのようなものなのですか？

A : 次のようなもので、一定の要件を満たさなければなりません。

【解説】

婚姻期間が20年(1年未満の端数は切り捨てます)以上である配偶者から居住用不動産を贈与された場合には、贈与財産の価額から基礎控除のほかに2,000万円(贈与財産の価額が2,000万円に満たない場合はその合計額まで)を控除してくれる特例があります。これを贈与税の配偶者控除といいます。要件は次のとおりです。

- ① 結婚した日から贈与の日までの期間が、20年以上であること
- ② 贈与財産は、国内にある居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- ③ 贈与を受けた配偶者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に住んでいること
- ④ この特例の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出すること

居住用不動産を贈与するのと金銭を贈与するのとどちらが有利かが気になると思いますが、不動産の価額は、取引時価ではなく、相続税評価により行うこととなっていますので、通常は、取引時価より相続税評価の方が低いことから、不動産を贈与する方が有利になります。

